

ご 注 意 く だ さ い

次のいずれかに該当する方は貸付を受けることができません。

- 1 この借入状況等申告書の給料月額に対する毎月の償還額の割合が30%を超えている方
- 2 この借入状況等申告書の年収額に対する年間の償還額の割合が30%を超えている方
- 3 給料その他の給与の差押え又は保全処分を受けている方
- 4 破産法による破産の申立てをした方又は破産宣告を受けた方
- 5 民事調停法及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律による調停の申立てをした方又は当該調停が成立した方若しくは当該調停が不成立となった方
- 6 民事再生法第2条第1号に規定する再生債務者となった方

※ 金融機関等とは

住宅金融支援機構、銀行、その他の公庫、労働金庫、信用金庫、信用組合、消費者金融、信販会社、地方公共団体による住宅融資等、互助会、個人、その他の全てを含みます

借入状況等申告書の記入について

- 1 「借入状況欄」には、申込日現在におけるすべてのものについて記入してください。
- 2 (1) 「金融機関等からの借入状況記入欄」の※金融機関等の定義は右上の囲みをご覧ください。
- 3 (2) 「共済組合、福祉協会からの借入状況欄」について

① 「貸付種類」には、下記のそれぞれを記入してください。

事業名	貸付種類
共済組合貸付事業	普通、住宅、介護、災害、医療、入学、修学、結婚、葬祭
共済組合物資事業	物資
福祉協会貸付事業	育英、一般

② 「今回貸付申込分」の毎月の償還額及びボーナスの償還額については、下記金額(初回の償還額)を記入してください。

【育英資金貸付】

《毎月償還》

借入額	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円	60万円	70万円	80万円	90万円	100万円
毎月の償還額	2,226円	3,863円	5,500円	7,726円	9,363円	11,000円	13,226円	14,863円	16,500円	18,726円

《賞与償還》

借入額	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円	60万円	70万円	80万円	90万円	100万円
ボーナスの償還額	11,000円	22,000円	33,000円	44,000円	55,000円	66,000円	77,000円	88,000円	99,000円	110,000円

※賞与併用償還の場合は、上記「毎月償還」と「賞与償還」の組合せとなります。

【一般資金貸付】

《毎月償還》

借入額	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円
毎月の償還額	8,620円	8,765円	8,910円	9,055円	9,200円	10,675円	12,150円	13,625円	15,450円

《賞与併用償還》

借入額	35万円	40万円	45万円	50万円
毎月の償還額	8,910円	8,910円	9,055円	9,200円
ボーナスの償還額	39,750円	53,000円	43,000円	36,350円

4 住宅金融支援機構等の連帯債務については、実際に支払っている返済額の1/2を本人分の償還額として取扱ってください。